

平成29年1月15日号

区政報告

発行所：品川区議会公明党

住 所：品川区広町 2-1-36 品川区役所 5 階

お気軽に、ご意見・ご感想をお寄せ下さい。

■議会控室：広町2-1-36品川区役所議会棟5階

■電話：03-5742-6817

■ファックス：03-3774-3366

■Eメール：info@shinagawa-komei.org

■HP：http://www.shinagawa-gikaikomei.org/



誰もが安心して学べる品川へ 品川区の教育補助制度

区では、経済的に困難な保護者の負担を軽減するため、費用などを援助する制度を設けています。

●多子家庭給食費補助

区内在住で義務教育の児童・生徒が3人以上おり、所得が基準額以下の世帯に対し、給食費を援助しています。

【申請方法】対象となる世帯に申請用紙が送られます。期限内に申請をしてください。

【問合せ】学務課保健給食係 ☎5742-6829

●就学援助

区内在住で公立小・中・義務教育学校に通学し、生活保護を受けている、または所得が基準以下の世帯の方を対象に、学用品費などを援助しています。

【申請方法】4月初旬に学校を通じて保護者宛に申

請書を配布します。期限内に申請をしてください。

【問合せ】学務課学事係就学援助担当 ☎5742-6828

●品川区奨学金貸付金

区内在住で経済的な理由により高校・高専等へ就学困難な方に対する貸付金です。

【申請方法】毎年10月頃に区役所にて申請書が配布され、申請期間中に手続きが必要です。

【問合せ】子ども家庭支援課 ☎5742-6385

●大学など進学時の奨学金の相談窓口

国は、返済不要の給付型奨学金制度を検討しており、29年度から制度が大きく充実する見通しです。事業を実施する独立行政法人日本学生支援機構が電話相談窓口を開設しました。

【相談窓口】03-6743-6719

平日：午前9時～午後6時

※窓口設置期間は4月28日まで



平成29年度の支給が決まりました 臨時福祉給付金

消費税引き上げにともなう低所得者への負担軽減策として行われる「臨時福祉給付金」が、平成29年度も支給されます。4月以降支給される給付金は2019年9月までの2年半分として1人1万5千円が一括支給される予定です。



給付は、これまでと同様に住民税非課税の方（生活保護受給者を除く）が対象となる見通しです。

品川区での申請方法や受付期間は未定ですが、決定次第、当紙面でもお知らせいたします。

品川区臨時福祉給付金事務センター

☎3787-8351（平日・8時30分～午後5時15分）

厚生労働省 給付金専用ダイヤル

☎0570-037-192（平日・9時～午後6時）

SNSでタイムリーに情報発信！ ホームページリニューアル

区の公式ホームページがリニューアルされました。ホームページのトップには、区が公式に運用するツイッター、フェイスブック、ユーチューブといったSNSが表示され、常に新しい品川区の情報が発信されます。



ツイッター、フェイスブックでは、気象庁等の防災気象情報と連携し、大雨・洪水警報や地震情報などの緊急情報を遅滞なく配信できるようになりました。ユーチューブでは区の公式チャンネル「しながわネット TV」を開設。区広報番組などを字幕付きで配信し、耳の不自由な方にも動画を楽しんでいただくことができます。新しくなった品川区ホームページにご期待ください。

【問合せ】広報公聴課 ☎5742-6631